

森林を取得した場合は 届出が必要です

新たに森林の土地を取得した場合は森林法の規定により、土地の所在する市町村に届出が必ず要です。

届出の対象となる森林

都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。

登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

日野町内で対象となる区域は、滋賀県のホームページに掲載されている森林計画図で確認できます。



滋賀県
ホームページ

届出の対象者

個人、法人を問わず、売買や相続などにより、森林の土地を新たに取得された方
※国土利用計画法による届出を行った場合を除く。

届出の期間

土地の所有者となった日から90日以内

届出書類

- ・森林の土地の所有者届出書
- ・公図の写しなど、その森林の土地の位置が分かる図面
- ・土地の登記事項証明書の写しなど、その森林の土地の取得理由、取得年月日が分かる書類

その他、詳細はお問い合わせください。

◆問い合わせ先

農林課 農林振興担当
☎0748-5216563

町営住宅入居者募集

令和6年度 第2回町営住宅入居者募集についてお知らせします。

募集期間

8月5日(月)～8月23日(金)

募集団地

- ・第1内池団地(内池150番地)
平成14年築(木造2階建)2DK 1戸
- ・西山団地(豊田205番地23)
昭和60年築(PC造2階建)3DK 1戸

入居資格

次の①～⑦すべてに該当する方
①町内に居住しているまたは勤務地を有していること(3か月以上)

②持ち家(共有名義を含む)がなく、住宅に困窮していること

③税・公共料金を滞納していないこと

④現に同居し、または同居しようとする親族がいること

※ただし、次の(1)～(6)のいずれかに該当する方は単身でも入居できます。

- (1)生活保護を受けている方
- (2)60歳以上の方
- (3)身体障がい者でその障がいの程度が1級から4級までの方
- (4)精神障がい者でその障がいの程度が

1級から3級までの方

(5)知的障がい者でその障がいの程度が精神障がいの程度に相当する方

(6)DV被害者に該当する方

⑤1か月あたりの収入が定められた基準以下であること

⑥連帯保証人(2名)をたてられること

⑦申込者および同居親族が反社会的勢力に属さないこと

月額家賃

入居者の収入および住宅の諸条件により決定します。

入居可能予定日

令和6年10月中旬ごろ

今後の募集予定

令和6年度は次の日程にて実施する予定です。

第3回

令和6年11月5日(火)～11月22日(金)

第4回

令和7年2月3日(月)～2月21日(金)

※入居者の入退去、住宅の状況等により募集団地の変更等生じる場合があります。戸数・規格・家賃の詳細・最新の情報は、町のホームページをご覧ください。

◆問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当 ☎0748-5216567

温故知新

日野歴史探訪

私たちの住む日野町には、52の大字があり、それぞれの地域が豊かな自然と歴史文化で彩られています。温故知新では、町内各大字の歴史と代表的な文化財をシリーズで紹介していきます。

大字上野田

大字上野田は、日野地区の西端に位置し、字域の北側には出雲川が流れています。

また中心部には、東西方向に本町通りから続く道と、西部にはそれに直交する御代参街道が通じ、集落はその2つの道沿いに形成されています。

地名の由来

『近江日野町志』巻上によると、天暦年間（947～957）に上野国多胡郡（現在の群馬県高崎市）の民が移住したことに由来する説や、開墾者カウヅケなる人物の名田の遺名などの説があり由来はつきりしません。

また、至徳2（1385）年「足利義満御判御教書」（『蒲生文書』）の中に「上野田保」とあり、残された史料から当地の名前を見ることができます。

古代からの集落跡 北代遺跡

出雲川左岸段丘上の平地である字北代には、7世紀後半から14世紀ごろにかけての集落跡があり、これまでに建物跡や墓など多くの遺構が発見されています。方墳からは、7世紀後半の須恵器などが出土していることから、葬られた人物は渡来人が想定され、硯・フイゴの発見などから知識人や鍛冶職人の存在もつかえます。また、多くの石器が発見されたことから、さらに縄文時代にまで年代が遡る可能性も秘めています。



北代遺跡 出土須恵器

夏の風物詩 火振り祭

火振り祭は、毎年8月14日と15日の2日間にわたって行われる上野田と大字里口の行事です。

日中に、「ホイノコ」と呼ばれる子どもたちが、警固用のバンバラ竹や締太鼓、「魂」と書かれた提灯を持ち、行列を成して字内を回ります。

この行列は五社神社から里口の八幡神社を経て、善光寺道と呼ばれる旧道を通り、最後に雲雀野へと至ります。

夜になる



火振り祭 ホイノコ



火振り祭 松明行列

と、五社神社では神子を中心に儀式が執り行われます。神子は5月3日の日野祭の際に、神霊を宿した児であり、火振り祭においても、中心的な役割を担います。

祭りに集まった上野田・里口の人々は、松明に火を灯すと、行列となつて、雲雀野へ向かつて出発します。

雲雀野へ到着すると、「松明をあげよ」の声を合図に、松の木へ向かつて松明を次々に投げ上げます。投げ上げられた松明が、たくさん枝にかかると、その年は豊作になると言われています。日野の夏の風物詩である火振り祭は、今年も見る者を魅了します。

◆問い合わせ先

近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」

☎0748-52-0008